

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第12回習志野市農業委員会総会は平成26年12月22日（月）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時より

1. 委員の出欠席 17名中 16名出席 欠席 0名

※ 15番は欠番

委員氏名 （網掛けは欠席委員）

1 番 三代川 正夫	2 番 三橋 喜左衛門	3 番 三代川 彦博
4 番 合間 正秋	5 番 市瀬 健治	6 番 伊東 壽
7 番 三橋 武夫	8 番 葛城 芳一	9 番 相原 和幸
10 番 伊藤 和彦	11 番 飯生 良	12 番 田久保 征夫
13 番 小川 孝雄	14 番 木村 静子	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 7 番 三橋 武夫 8 番 葛城 芳一

1. 議案審議結果

上 程 2 件 承 認 2 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午 後 5 時 0 0 分

1. 付議事項

- ・議案第39号 生産緑地のあっせんについて
- ・議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について
- ・報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の受理について

議 長	只今より 平成２６年 第１２回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 先日の現地調査につきましては、大変寒く雨の中、皆様のご協力に感謝申し上げます。 本日は、１７名中１６名の出席により、 本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 ７番 三橋 武夫委員 ８番 葛城 芳一委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の総会 議案案件は、２件でございます。 議案に入る前に皆様に お諮りいたします。 毎年、１月１日を基準日とした、 「習志野市農業委員会 委員選挙人名簿 登載申請書」の配布について、 選挙管理委員会の職員が説明に来ていますので、 最初にその説明を受けたいと思います。 その後、企画政策課職員より、市内全域の農業振興地域内農地、 （調整区域内農地）について、アンケート調査を行いたいとの事で 報告と説明に来ていますので、最初に２件の説明を行った後に、 議案に移りたいと思いますが、宜しいでしょうか？
各委員	・・・・・・・・各委員異議なしの声・・・・・・・・
議 長	ありがとうございます。 それでは、２件の説明が終わるまで、暫時休憩といたします。 始めに事務局は選挙管理委員会職員を入室させて下さい。
選管職員	・・・・・・・・選挙人名簿登載申請について説明・・・・・・・・
事務局長	このことにつきましては、法令に基づいて実施しておりますので、必ず期日につきましては厳守していただくようお願いします。

議 長 事務局長 企画政策課 事務局長	選挙管理委員会の職員の方々、ご苦労様でした。 農業委員会委員の選挙人名簿登載申請につきましては、 我々、農業委員の選出にあたって大変貴重なものであります。 この申請に当っては最大限協力したいと思います。 続いて、企画政策課職員より農業振興地域の農地のアンケート調査 について説明を受けたいと思います。 企画政策課から農業振興地域、調整区画内の農地について、今後の活用について のアンケート調査を実施したい旨の説明とお願いに来ています。 ・・・・・・・・アンケート調査について職員説明・・・・・・・・ ・・・・・・・・質疑・応答・・・・・・・・ ・・・・・・・・農地面積の把握状況について説明
議 長	企画政策課の職員の皆様、ご苦労様でした。 私達も、地元で話をする機会がありましたら、この説明の内容を 農家の方々に伝えたいと思います。 ・・・・・・・・企画政策課職員退室・・・・・・・・
議 長 事務局長	休憩前に戻り、総会を継続いたします。 議案第 3 9 号 生産緑地のあっせんについて 事務局より、議案の朗読ならびに説明を求めます。 議案第 3 9 号 生産緑地のあっせんについて 生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき、平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日付けにて、 所有者より市に対して生産緑地の買取り申出がなされ、市及びその他の公共団体 等において買取り希望がありませんでした。 よって、同法第 1 3 条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを 取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及び J A 千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回の総会で、あっせん結果の報告を求めることになります。 従前地の所在地は 9 筆あり、生産緑地地区は 2 か所に分かります。

所在地

【●●●●●●第●●生産緑地地区】

●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●m²
●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●m²
●●●丁目●●●●番 畑 ●●●m² 計 ●●●●m²
(仮換地 街区番号 ●● 画地番号 ● ●●●● ●●●●m²)

●●●丁目●●●●番 畑 ●●●m²
●●●丁目●●●●番 畑 ●●●m² 計 ●●●●m²
(仮換地 街区番号 ●● 画地番号 ●●●●● ●●●●m²)

【●●●●●●第●●生産緑地地区】

●●●丁目●●●●番 畑 ●●●m²
●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●m²
●●●丁目●●●●番 畑 ●●●m² 計 ●●●●m²
(仮換地 街区番号 ●● 画地番号 ● ●●●● ●●●●m²)

●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●m² 計 ●●●●m²
(仮換地 街区番号 ●● 画地番号 ● ●●●● ●●●●m²)

申請者

住 所 ●●●●●●●●丁目●番●号
●●●●● ●●●●●

面 積

(登記地積) ●●●●●m² (仮換地面積) ●●●●●m²

買取希望額 (●●●●●m²換算)

希望額 ●, ●●●, ●●●, ●●●円
m²単価 ●●●, ●●●円
坪単価 ●, ●●●, ●●●円

用途地域

【●●●●●●第●●生産緑地地区】

第一種中高層住居専用地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)、第2種高度地区

【●●●●●●第●●生産緑地地区】

第一種住居専用地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)、第2種高度地区

当初の申出事由 (生産緑地の主たる従事者の証明)

平成●●年度第●回総会(●月)において、議案第●●号・第●●号で
●●●●●・●●●●●にて「生産緑地に係る主たる従事者についての証明願」

	の申請を受け審議した結果、許可相当と決し証明書を発行した。 期 限 平成 2 7 年 1 月 2 2 日（木）までに回答 ・・・用途地域の第一種中高層住居専用地域と 第一種住居専用地域の違いについてと過去の経緯について説明・・・
議 長	事務局、詳細な説明有難うございました。 只今、事務局より、議案の説明等が有りましたが、ご質問等ありましたら挙手願います。
三橋(喜)委員	買取希望価格すごいですね。
事務局長	この価格については、あくまでも土地所有者の希望額でございます。 農家の皆様に「あっせん」することは、農地として活用するための取得となります。その場合は一定期間は農地として活用することになります。 農業振興地域（調整区域）であれば、この様な金額にはならなかったとは思いますが。区画整理で市街化に編入されたことで金額も一挙に上がったということもございます。
議 長	何か質問ないでしょうか。三代川 正夫委員どうですか。
三代川（正）委員	●●●●さん・●●さんたちは農業をやって行くという事でこの場所に仮換地を取ったと思うのですが、ここであっせんの申請をしたということは、農業をやらないという方向性を見ていいのでしょうか。
事務局長	はい、この該当農地では農業を行わないことになります。 この区画整理の関係でございますが、以前は農業振興地域内（調整区域）でした。区画整理に伴い市街化に編入されました。この市街化に編入されたのが平成 19 年 3 月 20 日でございます。 相続時精算課税制度を受けるため、農地法 3 条による許可申請が平成 1 8 年●●月の総会で審議し許可を受けています。 調整区域の時に相続時精算課税制度の適用を受け、贈与により土地所有者の変更を●●●●さん●●さんにしました。従事者はお父さんでございます。 ●●さん●●さんは、他の農地の管理に追われ、この農地の管理はお父さんが行っていました。 その後、平成 1 9 年 3 月に市街化編入になり生産緑地に指定されました。 生産緑地の指定を受けたことは、農業従事に意欲が有ったはずで、●●年●●月に「生産緑地の農業の主たる従事者証明」の申請を行い、その時の申請を基に

三代川（正） 委員 事務局長 議 長	「生産緑地の買取申出」を行った事には、矛盾が有るのではないかと との質問だと思います。 19年3月20日の市街化に編入された時点では、父親は元気で農業に意欲が ありましたが、平成●●年●月に死亡されました。 通常、農地法3条で農地を取得した場合は、向こう3年間は農地を続けてくだ さいという条件があり転用を認めるにも、やむを得ない場合を除き転用は認めま せんが、●●年●月から●●年●月までには●年の歳月が過ぎています。 父親が、仮に今でも健在であれば、農業を継続していたと思いますが、死亡され たことにより、買取申出を行われたことは、やむを得ないと思われます。 もう一点企画委員会の時に●●年●月に生産緑地の農業の主たる従事者証明の 発行申請を行い、今になって買取申出を行うのは、その時の証明が今でも通用す るのかという疑問が有るのではないかと意見もありました。 その件につきましては、生産緑地の農業の主たる従事者の証明を受けていれば 使用までの期間が空いていたとしても、それなりの理由が有れば可能であると 認識しています。 逆に亡くなってからある程度の時間が経過してから生産緑地に係る主たる従事者 についての証明が欲しいと言われた時は、農業委員会の判断は苦慮すると思いま す。 先程、平成18年に相続時精算課税制度を受けた時に●●さんが養子縁組をした という事でしたが、そのあと●●さんのお父さんが平成●●年●月に亡くなった ためにということもここで加味されているということですね。 そういうことです。 お父さんが亡くなられたことにより、議案第●●号が出てきたもので、相続時精 算課税制度とは別問題となります。 時間もありますので、相続時精算課税制度の説明をいたします。 簡単に説明をいたしますが、不明な点がありましたら、後程、質問してください。 不明な点については、税務署で確認して次回に回答する場合があります。 ・・・相続時精算課税制度についての説明・・・・・・・・ 質問等が無ければ、事務局、補足説明がありましたらお願いします。 議案第39号の生産緑地のあっせんについては、来月の総会で 買取希望者がいたか確認しますので、宜しくお願いします。 続きまして、本年最後の議案となります 議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 事務局より、議案の朗読をお願いします。
---	--

議案第 40 号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

平成●●年●●月●日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので審議を求める。

申請者

・●●●●●●●●丁目●●番●●号 ●●●●● (●●歳)

・●●●●●●●●丁目●●番●●号 ●●●●● (●●歳)

・●●●●●●●●丁目●●番●●号 ●●●● (●●歳)

●●●●●●●●●●●●

●●●●番地● ●●●

●● ● (●●歳)

・●●●●●●●●丁目●●番●●号 ●●●● (●●歳)

買取り申し出事由の生じた者

●●●●●●●丁目●●番●●号 ●●●●● (平成●●年●月●日死亡)

買取り申し出予定生産緑地

●●●●●●●●丁目●●●●番●

登記地目 畑 現況地目 畑 登記面積 ●●●●m²

登 記 内 容 権利者 申請者と同じ

・ ●●●●● 持分 10 分の 2

・ ●●●●● 持分 10 分の 4

・ ●●●● 持分 10 分の 1

・ ●● ● 持分 1 0 分の 1

・ ●●●● 持分 10 分の 2

申し出事由

平成●●年●月●日に●●●●●氏が死亡し従前生産緑地としていた

この農地について買取申出を行うため

議長

続いて、現地調査報告を飯生職務代理者より、お願いします。

職務代理者

議案第 40 号 「生産緑地に係る主たる従事者についての証明願い」について現地報告をいたします。

調査は12月16日に申請者である●●●●●さん立ち会いのもと、農業委員15名と事務局2名で行って参りました。

●●●●さんが平成●●年●月●日に亡くなられ、長男である●●●さん他
4人がこの農地を相続しました。

	申請のありました●●●丁目の畑は、●●●さんが高齢であったこと等により、ここ何年来管理が十分であったとは言えませんでした、今回相続が発生したことにより、売却等を行うため、『生産緑地に係る主たる従事者についての証明願』の申請を提出したと聞いております。 農地が減ることは、寂しい思いもありますが諸事情等を考えると仕方ないことにも思います。以上で、現地報告を終わります。 皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	職務代理、調査報告ご苦労様でした。 只今の調査報告を踏まえて、 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 三橋 喜左衛門委員どうぞ。
三橋(喜)委員	現地を見ましたが、周りに畑がないんですね、畑があると転用で建物を建てたりした場合陰になったりという事もありますが、その心配はいらないようですね。 使いやすい素晴らしい畑だと思いますが、いずれ転用でこの農地が無くなるのは残念です。
議 長	そうですね、畑としたら素晴らしい畑ですよ。 三橋 武夫委員どうですか。
三橋(武)委員	それぞれの理由や事情がありますから、農家はみんな苦労してやっていることなのである程度、猶予を以ってやった方がいいのではないですか。
議 長	実籾地区の委員として、飯生 良委員どうですか。
飯生良委員	家庭の事情を考えると百姓をやれという事は言えない状態です。 農地は減るけれども生活を考えると売買も仕方ないと思います。
議 長	現地でも他に農地はあるのかと質問したのですが、若干あるということなので、農業委員として指導をお願いしたいと思います。 他に、ご意見・ご質問等がなければ、採決に入ります。 議案第40号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願』について、証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、 議案第40号は承認されました。

	よって、証明書を発行することにいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第23号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第24号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知ですが、事前に配布してありますので 質問等の有る方は、挙手願います。 質問等が無ければ、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。
--	--